

# **水運用監視制御及び施設維持管理業務委託 【長期継続契約】**

## **仕様書**

# 目次

## 第1章 総則

|      |                  |   |
|------|------------------|---|
| 第1条  | 目的               | 1 |
| 第2条  | 定義               | 1 |
| 第3条  | 責務               | 1 |
| 第4条  | 業務委託の期間          | 1 |
| 第5条  | 契約代金の支払い         | 1 |
| 第6条  | 委託業務の対象施設        | 2 |
| 第7条  | 委託業務の内容          | 2 |
| 第8条  | 委託業務実施計画書        | 2 |
| 第9条  | 業務員の要件及び資格基準等    | 2 |
| 第10条 | 総括責任者の選任等        | 3 |
| 第11条 | 総括責任者の職務         | 3 |
| 第12条 | 総括責任者の要件及び資格基準等  | 3 |
| 第13条 | 副総括責任者の選任等       | 3 |
| 第14条 | 副総括責任者の要件及び資格基準等 | 4 |
| 第15条 | 業務員名簿の提出         | 4 |
| 第16条 | 重大事故発生時の勤務体制     | 4 |
| 第17条 | 経費の負担            | 4 |
| 第18条 | 事務室等の使用及び貸与品     | 4 |
| 第19条 | 盗難、火災、事故等の予防     | 5 |
| 第20条 | 秘密の保持            | 5 |
| 第21条 | 安全衛生管理           | 5 |

## 第2章 書類及び図書

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 第22条 | 書類及び図書 | 5 |
| 第23条 | 業務日誌等  | 6 |

## 第3章 作業要領

|      |                |   |
|------|----------------|---|
| 第24条 | 業務の実施          | 6 |
| 第25条 | 水運用監視制御        | 6 |
| 第26条 | 点検及び保守         | 6 |
| 第27条 | 清掃             | 7 |
| 第28条 | 異常、故障、事故発生時の対応 | 7 |
| 第29条 | 重大事故発生時の対応     | 8 |
| 第30条 | 改善・改良提案        | 8 |
| 第31条 | 報告書の提出         | 8 |
| 第32条 | 執行体制           | 8 |
| 第33条 | 業務員の注意義務       | 9 |
| 第34条 | 責任区分           | 9 |
| 第35条 | 疑義の決定          | 9 |

# 水運用監視制御及び施設維持管理業務委託仕様書

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本仕様書は、発注者の発注する上水道の水運用監視制御及び施設維持管理業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づく業務の遂行にあたり、安全かつ安定した給水を24時間態勢で確保する委託業務の適正な履行をはかるためのものである。

### (定義)

第2条 この仕様書に於いて、重大事故とは本管の破裂等給水に重大な支障を及ぼす事故のことを言う。

### (責務)

第3条 受注者は、水道事業が水道法に基づく重大な公共的使命を担うものであることを認識し、委託業務の執行にあたっては、水道法、労働安全衛生法等の関連法規等を遵守しなければならない。

2 受注者は、水運用監視制御及び施設の点検、保守、保安等の維持管理業務に関する技術的事項等を研究し、水道施設管理技術の向上に努めなければならない。

3 受注者は、前項各項の他契約書、本仕様書及び業務内容表に基づき、委託業務を履行しなければならない。

### (業務委託の期間)

第4条 委託業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、業務委託の契約日から令和8年3月31日までを業務準備期間とし、令和8年4月1日からの業務の履行に支障をきたすことのないように準備業務を行うこと。同様に、令和11年度本業務委託の契約日から令和11年3月31日までを業務引継期間とし、令和11年度本業務契約者に対し業務の履行に支障をきたすことのないように、引継ぎ業務を行うこと。またこの間における業務運営方法等については局と協議のうえ決定する。

### (契約代金の支払い)

第5条 受注者は、委託期間の年度毎の契約金額を12で除した額を月々の業務委託料として、この各月の業務委託料を翌月の7日までに請求するものとする。この場合において、12で除した額に端数がある場合は、この端数の金額は、4月分に加えるものとする。

### (委託業務の対象施設)

第6条 委託業務の対象施設(以下「施設等」という。)は、次のとおりとする。

(1) 松本地区上水道施設

(2) 四賀地区上水道施設

- ( 3 ) 梓川地区上水道施設
- ( 4 ) 波田地区上水道施設
- ( 5 ) 安曇地区上水道施設
- ( 6 ) 奈川地区上水道施設

詳細については、別に定める業務委託対象施設概要表のとおりとする。

( 委託業務の内容 )

第 7 条 委託業務は次のとおりとする。

- ( 1 ) 水運用監視制御
- ( 2 ) 第 6 条に掲げる施設等の巡視、点検、整備及び保安全管理
- ( 3 ) 異常、故障又は事故発生時の指示による対応
- ( 4 ) 重大事故及び災害発生時の指示による対応
- ( 5 ) 改善及び改良等の提案
- ( 6 ) 委託業務の記録及び管理等の報告
- ( 7 ) 施設等の清掃及び火災予防

( 委託業務実施計画書 )

第 8 条 受注者は、委託業務の着手前に次の各号に定める事項別に当該各号に定める内容を記載した委託業務実施計画書を発注者に提出するものとする。

- ( 1 ) 業務概要・・・業務概要、業務内容
- ( 2 ) 現場組織・・・現場組織表、業務分担表、緊急時体制表
- ( 3 ) 業務行程・・・年間業務工程表
- ( 4 ) 業務方法・・・業務方法
- ( 5 ) 安全関係・・・安全管理体制、安全管理組織表
- ( 6 ) 教育関係・・・教育計画

( 業務員の要件及び資格基準等 )

第 9 条 委託業務を遂行するための業務員（以下「業務員」という。）の要件は次のとおりとする。

- ( 1 ) 水道浄水施設管理技士 3 級以上又は、水道管路施設管理技士 3 級以上の資格を有する者を 10 名以上配置すること。  
なお、両資格とも最低 3 名以上の資格保有者を配置することとし、重複資格保有者はいずれかの資格者とし計算するものとする。
  - ( 2 ) 河川表流水を水源とする緩速ろ過処理施設、急速ろ過処理施設、膜ろ過処理施設及び、地下水を水源とする塩素滅菌処理施設の維持管理業務（監視業務のみを除く。）の全てを、1 か年以上履行した実績を有する者を 10 名以上配置すること。
- 2 受注者は、委託業務を適正に執行するため、次の資格及び免許を有する業務員を配置しなければならない。
- ( 1 ) 特定化学物質等作業主任者
  - ( 2 ) 酸素欠乏危険作業主任者
  - ( 3 ) 電気工事士
  - ( 4 ) 第三級陸上特殊無線技士

( 総括責任者の選任等 )

第 10 条 受注者は、委託業務を遂行するにあたって業務員の中から総括責任者 1 名を選任すること。

2 前項の規定は、総括責任者の異動等の場合に準用する。

( 総括責任者の職務 )

第 11 条 総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 発注者と連絡を取り合い、委託業務が円滑に遂行できるように努めること。
- ( 2 ) 業務員の指導監督を適切に行うこと。
- ( 3 ) 契約書、本仕様書その他関係書類により業務の目的内容等を十分理解して、常に現場の状況を把握し、職務の遂行に努めること。
- ( 4 ) 業務員を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。

( 総括責任者の要件及び資格基準等 )

第 12 条 総括責任者には、次の要件及び資格をすべて有するものを配置しなければならない。

- ( 1 ) 水道技術管理者の資格、水道浄水施設監理技士 2 級以上又は、水道管路施設管理技士 2 級以上の資格を有すること。
- ( 2 ) 一契約において浄水場、送配水施設等 200 箇所以上の上水道施設（取水場、浄水場、配水場、ポンプ場）の国内の維持管理業務（監視業務のみを除く。）を、1 か年以上総括責任者又は、副総括責任者として履行した実績を有すること。
- ( 3 ) 河川表流水を水源とする緩速ろ過処理施設、急速ろ過処理施設、膜ろ過処理施設及び、地下水を水源とする塩素滅菌処理施設の国内の維持管理業務（監視業務のみを除く。）を総括責任者又は、副総括責任者として履行した実績を有すること。

( 副総括責任者の選任等 )

第 13 条 受注者は、総括責任者の補佐及び、総括責任者が不在の時に備えて総括責任者の代理となる、副総括責任者 1 名以上を選任すること。

2 前項の規定は、副総括責任者の異動等の場合に準用する。

( 副総括責任者の要件及び資格基準等 )

第 14 条 副総括責任者には、次の要件及び資格をすべて有するものを配置しなければならない。

- ( 1 ) 水道技術管理者の資格、水道浄水施設監理技士 3 級以上又は、水道管路施設管理技士 3 級以上の資格を有すること。
- ( 2 ) 一契約において浄水場、送配水施設等 200 箇所以上の上水道施設（取水場、浄水場、配水場、ポンプ場）の国内の維持管理業務（監視業務のみを除く。）を、1 か年以上履行した実績を有すること。
- ( 3 ) 河川表流水を水源とする緩速ろ過処理施設、急速ろ過処理施設、膜ろ過処理施設及び、地下水を水源とする塩素滅菌処理施設の国内の維持管理業務（監視業務のみを除く。）を履行した実績を有すること。

( 業務員名簿の提出 )

第 1 5 条 受注者は、業務員の氏名、委託業務に必要な資格及び職務分担等を記載した全業務員の名簿を落札者決定後、契約までに発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、業務員の異動等の場合に準用する。

( 重大事故及び災害発生時の勤務体制 )

第 1 6 条 受注者は、給水に重大な支障を及ぼす事故等の発生時に備えて、全業務員の非常召集ができる体制を確立し、その体制を発注者に届け出なければならない。

( 経費等の負担 )

第 1 7 条 業務の遂行に必要な経費は受注者の負担とするが、次に定める経費は発注者が負担するものとする。ただし、これらの物品等については、受注者は善良な管理者の注意をもって管理し、効率的使用と節約に努めなければならない。

- ( 1 ) 委託業務対象施設の運転に必要な光熱水費、薬品費。
- ( 2 ) 受注者が行う、軽微な修理及び整備に必要な材料及び消耗品。
- ( 3 ) 日報用、バンキング用、システムセーブ用及びハードコピー消耗品。
- ( 4 ) 発注者が貸与する第 1 8 条第 1 項に係わる必要経費。

( 事務室等の使用及び貸与品 )

第 1 8 条 委託業務の遂行に要する次の事務室等及び備品( 以下「事務室等」という。 ) は、発注者が契約期間中、無償で貸与するものとする。

- ( 1 ) 業務員事務室、仮眠室、ロッカー室、業務用車両駐車場所 ( 計 1 0 台 )
  - ( 2 ) 別表 1 貸与備品一覧に規定する備品類
- 2 受注者は、事務室等の貸与を受けるときは、借用書または受領書を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、事務室等を故意又は過失により滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、事務所等に業務上持込必要品がある場合は、事前に持込備品書を提出しなければならない。
- 5 受注者は、発注者から貸与された事務室等の使用に伴う光熱水費は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。
- 6 受注者は、上記の貸与駐車場所以外は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日・夜間・緊急出動時を除き上下水道局駐車場へ駐車しないものとする。

( 盗難、火災、事故等の予防 )

第 1 9 条 受注者は、業務委託施設の各種機器備品等の盗難防止、火災の予防等に努めると共に、部外者の施設内への進入防止等に十分注意を払い、事故の発生防止に努めなければならない。

( 秘密の保持 )

第 2 0 条 受注者は、本委託業務の執行上知り得た事項について、第三者に漏らしては

ならない。ただし、発注者の指示、又は承認に基づく場合は、この限りでない。

（安全衛生管理）

第 2 1 条 受注者は、委託業務の遂行にあたり、道路交通法及び労働安全衛生法等災害防止関係法令の定めに基づき、常に安全管理に必要な措置を講じ、事故の発生を未然に防止すると共に業務員の労働災害の防止に努めなければならない。

2 受注者は、委託業務の遂行にあたり、労働災害の防止上必要な作業工程の変更、保安設備の追加、又は変更等について、あらかじめ発注者に報告し、その承諾を受けるものとする。

3 受注者は、労働災害及び事故等の発生を防止するため、あらかじめ第 8 条で定める委託業務実施計画書に安全対策を明記し、それに基づいて業務を遂行しなければならない。

4 受注者は、電撃、薬品類、毒性ガス及び可燃性ガス、又は酸素欠乏等に起因する委託業務遂行上の危険が予測される場合には、遅滞なく発注者に報告しその指示を受けると共に、特に労働災害及び事故の発生防止に努めなければならない。

5 受注者は、委託業務に従事する全ての業務員に、水道法第 2 1 条に規定する健康診断（定期及び臨時）を実施し、発注者に報告しなければならない。

第 2 章 書類及び図書

（書類及び図書）

第 2 2 条 受注者は、委託業務の執行状況等を明らかにするため、次に掲げる書類及び図書を現場に備え付け、常に整理しておかなければならない。

- （1）業務日誌
- （2）指示連絡書
- （3）点検、測定、整備記録、報告書等
- （4）日報、月報、年報
- （5）その他の業務遂行上必要な書類及び図書等

2 受注者は、委託業務の遂行に伴い作成した書類及び完成図書等は適正に管理し、発注者の許可無く外部に持ち出ししてはならない。

（業務日誌等）

第 2 3 条 受注者は、委託業務の執行状況等に関し、次の各号に定める書類を作成し、当該各号に定める期日までに発注者に提出しなければならない。

- （1）業務日誌 翌勤務日
- （2）作業実施予定表 当該作業実施 2 週間前
- （3）勤務予定表 その月の始まる 5 日前
- （4）月間作業計画書 その月の始まる 5 日前
- （5）業務実績報告書 翌月の 5 日まで
- （6）配水月報（報告用） 翌月の 1 0 日まで（データ集約後 2 日以内）
- （7）配水年報（報告用） 翌年度の 4 月 1 5 日まで

ただし、（5）業務実績報告書については、年始後 5 勤務日とする。

2 前項に規定する書類の様式は、別に定める。

### 第3章 作業要領

#### (業務の実施)

第24条 受注者は、委託業務の実施に際し、事前に発注者と十分な打ち合わせを行い、月間作業計画書を作成し発注者に提出するものとする。

#### (水運用監視制御)

第25条 受注者は、常時の水需要変動ならびに水質変動等に留意し、各施設、設備、機器等の機能を十分に発揮するように、水運用ソフトウェア機能にも熟知しこれらの能力、容量に適合した運転を効率的に行い、適切な水運用を行うこと。

2 前項の業務に於いて、設定値等の変更の必要が生じた場合には、緊急の場合を除きすべて発注者と協議の上行わなければならない。

3 水運用監視制御業務を行うにあたり、受注者は以下の点に留意した対応をすること。

##### (1) 水運用監視機能について

中央制御監視システムによる運転操作、制御モード(自動、手動)の変更及び、制御値の変更は、実際の水運用とシステムに十分な知識を有する者によって行うこと。

##### (2) 警報設定値及び、相関監視機能について

中央制御監視システムによる警報設定値(配水池HH、LL等)の変更及び、相関監視機能の監視パラメーターの変更は、実際の水運用とシステムに十分な知識を有する者によって行うこと。

#### (点検及び保守)

第26条 受注者は、パトロール等による点検、保守、保安等を行い、各施設及び設備等が正常かつ円滑に稼働できるようにそれらの状態を常に的確に把握し、設備の延命に心がけ異常、故障等の早期発見に努め安定的な維持管理を行うこと。

2 前項の業務に於いて、設定値等の変更の必要が生じた場合には、緊急の場合を除きすべて発注者と協議の上行わなければならない。

3 点検及び保守業務を行うにあたり、受注者は以下の点に留意した対応をすること。

(1) ポンプ及び、電気盤等の接地抵抗測定は、実際の水運用と電気に関する十分な知識を有する者によって行うこと。

(2) 軸受ベアリング・ギア機構等の油脂補充は、軸受温度測定及び、振動測定結果より適切に実施できていることを確認し、報告すること。

(3) 緊急遮断弁の動作試験は、誤操作による断水や赤水の発生を防止するため、手順書を事前に整備し、発注者の承認を得るとともに、従事者に弁動作の条件や水運用への影響を周知徹底したうえで行うこと。

#### (清掃)

第27条 受注者は、委託業務を行う施設等について清掃を行うとともに、作業現場及び周辺の整理整頓に留意し、常に清潔を保持しなければならない。

2 清掃業務を行うにあたり、受注者は以下の点に留意した対応をすること。

(1) 配水池清掃及び、ストレーナー清掃に伴う弁操作、流量変動による赤水発生を

防止するため、手順書を事前に整備し、発注者の承認を得るとともに、従事者に清掃に伴う水運用への影響を周知徹底したうえで行うこと。

（異常、故障、事故発生時の対応）

第28条 受注者は、各施設及び設備の異常、故障又は事故が発生し、又は発生が予測される場合には、必要に応じ発注者へ速やかに連絡すると共に、以下に示す対応を迅速に行い、その拡大波及の未然防止と早期復旧に努めなければならない。

（1） 応急対応

異常、故障又は事故発生時には関係各局（長野県企業局、通信事業者、電力事業者、消防署等）に確認を行うと共に緊急に運転計画を修正、立案し、運転の継続に努める。

（2） 応急復旧

異常、故障機器を応急的に修理、修繕し水運用に支障をきたさないようにする。

（3） 修理及び補修

施設に故障又は補修の必要が生じた場合には、速やかに発注者に連絡すると共に、施設管理上必要とする軽微な修理については受注者がこれを行う。

2 水運用に関する異常が発生した際、受注者は以下の点に留意して対応すること。

（1） 中央監視制御システムの操作について（弁操作、水源池立上）

各配水池の水運用状況を把握し、必要に応じて、水源池運用開始及び、流量調整弁の開度調整等の操作を行うこと。

（2） 配水池の水運用シミュレーションについて

水運用監視制御システムから出力できる各配水池からの配水量予測（需要量）データを活用し、配水可能時間、配水池水位変動等のシミュレーション結果を演算できるソフトを構築すること。

水運用に関する異常が発生した際は、上記シミュレーションソフトを活用し、昼夜を問わず早急に（概ね30分以内）シミュレーション結果を算出し、最善の受水配分案を発注者に提示すること。

（3） 現場対応（緊急水運用）について

緊急水運用が発令された際は、島内第1水源地から次亜塩素酸ナトリウムを持参し、早急に（概ね2時間以内）神林第1、2、4水源地の運用を開始する。また、それに伴う洗管及び、弁操作（神林流入弁や連絡弁）等を行なうこと。

（重大事故及び災害発生時の対応）

第29条 給水に重大な支障を及ぼす事故の発生時には、受注者は担当業務に関する初動対応を行う一方、速やかに発注者と協議し発注者の指示に従わなければならない。なお初動対応は原則、現場に急行し、状況確認、応急処置等を行うこと。

2 自然災害が発生した際、受注者は以下の点に留意して対応すること。

（1） 震度4以上の地震が発生した場合

地震発生時の緊急連絡体制や対応方法を事前に定め、マニュアルを策定すること。

震度4以上の地震が発生した場合は、発注者と協力し、水源地（井戸）の水質確認及び、排水作業を行うこと。

(2) 天候による予防保全

大雨、落雷、積雪等の天候による設備と水運用への影響を最小限にするために、気象情報を常に把握し、配水池高水位運用や加圧ポンプの停止等の適切な対応をとること。

(3) 従事者への教育について

上記(1)～(2)の対応を適切かつ迅速に行えるよう令和8年4月1日の業務開始日までに全従事者に教育を行うこと。

(改善・改良提案)

第30条 受注者は、本委託業務の執行上知り得た知見をもとに分析・解析を行ない、施設の高効率運用を目指した改良、改善等の提案報告を行うものとする。

(報告書の提出)

第31条 第24条から第30条の規定は、必要に応じ発注者にその都度報告書を提出するものとする。

(執行体制)

第32条 委託業務の執行体制は次の基準により実施する。

(1) 通常時

受注者のみにて業務を遂行するものとする。また第7条の委託業務内容以外に発注者の要請があった場合は、発注者が発注した工事や委託業務等における準備、施設の養生、運転管理、運転確認、停電対応、現場立会などの補助作業等を行うものとする。

(2) 緊急時

受注者は、出勤を要する警報の現場対応及び緊急事故等が発生した場合には、速やかに発注者に連絡し発注者の指示を受け対応しなければならない。

(3) 重大事故及び災害発生時

受注者は、重大事故及び災害等による緊急事態が発生、又はその発生が予測される場合には速やかに発注者に連絡し、発注者の指示に従わなければならない。

(4) 業務員の配置

ア 委託業務員の配置にあたって受注者は各種作業等の実施に支障が生じないようにすること。

イ 水運用監視制御業務については、事故発生及び災害時等現場での対応を行うときでも中央管理室に常駐し24時間監視制御業務を遂行すること。

(業務員の注意義務)

第33条 受注者は、業務員に対して、次の事項を遵守させなければならない。

(1) 上下水道局庁舎内に於いて、委託業務を遂行する為に必要な場所以外への無許可立ち入りの禁止。

(2) 上下水道局庁舎内及び施設等に業務員以外の者を立ち入らせる場合、無許可に立ち入らせることの禁止。

(3) 品位を保ち、発注者の名誉、信用を失墜させる行為の禁止。

- (4) 作業に応じ統一した被服を着用し、名札を付け、常に清潔にして労働しやすい服装の励行。
- (5) 発注者の許可無く発注者の所有する物品の施設外への持ち出しの禁止。
- (6) 委託業務に必要としない物品の施設内等への持ち込みの禁止。
- (7) 委託業務の遂行以外の目的での施設等の使用の禁止。

(責任区分)

第34条 運転管理における浄水場等の施設・設備について、水道事業者としての責任は発注者にあるものとし、本委託範囲における運転管理上の責任は原則として受注者が負うものとする。

2 責任区分については別表2のとおりとし、その程度や具体的な内容については、発注者、受注者の両者協議により決定する。

3 受注者は、保険対応可能な事項については保険に加入すること。

(疑義の決定)

第35条 本仕様書に記載された事項に於いて疑義が生じた場合、又は、本仕様書に記載されない事項については、発注者受注者で協議し発注者が決定する。

以上

## 別表 1

## 貸与品一覧（第 18 条第 1 項第 2 号関係）

| 品 名              | 数量 | 備 考                       |
|------------------|----|---------------------------|
| 長机               | 1  |                           |
| 黒板               | 1  |                           |
| 水道局業務用無線機（固定局）   | 1  | 中央管理室                     |
| 水道局業務用無線機（移動局）   | 4  | 車載用 3 台、ハンディー 1 台         |
| 庁舎内線電話           | 1  | 内線番号 3071                 |
| 外線電話             | 1  | 局番 47-3521<br>（内線番号 3076） |
| 開栓キー（黒弁用）        | 7  |                           |
| 開栓キー（ソフトシール仕切弁用） | 3  |                           |
|                  |    |                           |
|                  |    |                           |
|                  |    |                           |

## 別表 2

## 責任区分一覧（第 3 4 条第 2 項関係）

| 区 分    | 項 目              | 内 容                          | 責 任 区 分 |     | 備 考 |
|--------|------------------|------------------------------|---------|-----|-----|
|        |                  |                              | 発注者     | 受注者 |     |
| 1 関係法令 | (1) 関係法令改正       | 契約に直接関係する法令上の改正              | ○       |     |     |
|        |                  | 上記以外の法令改正                    |         | ○   |     |
|        | (2) 税制度改正        | 受注者に影響を及ぼす税制度改正<br>(法人税等)    |         | ○   |     |
|        |                  | 広く全般に影響を及ぼす税制度改正<br>(消費税等)   | ○       |     |     |
|        | (3) その他法令上の改正    | 契約に直接関係する法令等の改正              | ○       |     |     |
|        |                  | 上記以外の法令改正                    | ○       | ○   |     |
| 2 運転管理 | (1) 配水池水量の確保     | 運転管理の落ち度により給水に必要な水量を確保できない場合 | ○       | ○   |     |
|        |                  | 水源水質等の悪化により給水に必要な水量を確保できない場合 | ○       | ○   |     |
|        | (2) 配水水質         | 配水管路等の破裂が原因となる水質悪化           | ○       |     |     |
|        |                  | 浄水処理工程が原因となる水質悪化             |         | ○   |     |
|        | (3) 水質異常時の処理     | 浄水処理停止                       |         | ○   |     |
|        |                  | 断減水を伴う場合の水運用                 | ○       |     |     |
|        | (4) 施設機能、機器性能の確保 | 点検及び整備の不備が原因となる機能低下          |         | ○   |     |
|        |                  | 施設、整備の経年劣化が原因となる機能低下         | ○       |     |     |
|        | (5) 用地管理         | 財産の管理に関すること                  | ○       |     |     |
|        |                  | 施設の環境衛生に関すること                |         | ○   |     |
|        | (6) 住民対応         | 受注者の契約履行に直接関係するもの            |         | ○   |     |

|         |                      |                            |   |   |  |
|---------|----------------------|----------------------------|---|---|--|
|         |                      | 上記以外のもの                    | ○ |   |  |
| 3 保安全管理 | (1) 水源保全             | 原水の水量確保、水質保全に関するもの         | ○ |   |  |
|         | (2) 環境保全<br>(水質汚濁防止) | 受注者が事業者として公共用水域に排水する場合     |   | ○ |  |
|         |                      | 上記以外のもの                    | ○ |   |  |
|         | (3) 廃棄物処理            | 受注者が事業者として公共用水域に排水する場合     |   | ○ |  |
|         |                      | 上記以外のもの                    | ○ |   |  |
| 4 事故対応  | (1) 事故の発生            | 受注者の責めによる労災事故、設備の破損事故によるもの |   | ○ |  |
|         |                      | 上記以外のもの                    | ○ |   |  |
|         | (2) 第三者損害賠償          | 契約の履行に直接関係し受注者の責めによるもの     |   | ○ |  |
|         |                      | 上記以外のもの                    | ○ |   |  |
| 5 契約    | (1) 物価変動             | 契約締結後のインフレ、デフレ             |   |   |  |
|         | (2) 不可抗力             | 地震、洪水等の天災による契約の中断、中止等      | ○ |   |  |
|         | (3) 経費の上昇            | 業務内容の変更等に起因する経費の増大         | ○ |   |  |
|         |                      | 運転管理の落ち度に起因した経費の増大         |   | ○ |  |